

医療法人社団 苑田会

老健おばま 短期入所療養介護事業所

重要事項説明書

1. 施設の名称等

施設名	老健おばま 短期入所療養介護事業所
開設日	平成23年4月1日
所在地	〒854-0513 長崎県雲仙市小浜町南本町59番地
電話 (FAX)	0957-74-2711 (FAX) 0957-74-2722
管理者	本多 兼一
介護保険指定番号	4272400518

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
施設運営の方針	明るく家庭的な施設の中で、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。

3. 職員の職種と業務内容 (主たる職員)

職種	員数	業務内容
管理者	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医師	2名	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	14名	医師の指示に基づき投薬・検温・血圧測定等を行う他、利用者の居宅サービス計画に基づく看護を行う。
介護職員	21名	利用者の居宅サービス計画に基づく介護を行う。
支援相談員	2名	利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
管理栄養士	2名	栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
理学療法士又は作業療法士	5名	リハビリテーションの実施、またその指導等を行う。
介護支援専門員	2名	短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の作成を行う。

4. 職員の勤務体制 (主たる職員)

職種	勤務体制	休暇
施設長	日勤 (8 : 30 ~ 17 : 00)	4週8休
医師	松本 (8 : 00 ~ 17 : 00) 火・水・金	常勤
	(8 : 00 ~ 10 : 00) 月曜日	〃
	(12 : 00 ~ 17 : 00) 〃	〃
	(8 : 00 ~ 12 : 00) 木曜日	〃
	永田 (12 : 00 ~ 14 : 00) 木曜日 〃 (12 : 00 ~ 16 : 00) 土曜日	非常勤 〃
看護職員	日勤 (8 : 30 ~ 17 : 00)	4週8休
	夜勤 (16 : 30 ~ 9 : 00)	
介護職員	日勤 (8 : 30 ~ 17 : 00)	4週8休
	夜勤 (16 : 30 ~ 9 : 00)	
	早出 (7 : 00 ~ 15 : 30)	
	遅出 (11 : 30 ~ 20 : 00)	
支援相談員・理学療法士等 管理栄養士・介護支援専門員	日勤 (8 : 30 ~ 17 : 00)	4週8休

5. 入所定員等

入所定員	71名 (71室 全個室) (入所施設の空床利用)
------	---------------------------

6. サービス内容

施設サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 担当の居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等アセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画を作成します。 2 作成した短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の内容について、利用者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 計画を作成した際には、利用者に交付します。
-------------	---

食事	<p>1 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p>2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</p> <p>朝食 7:40～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</p>
入浴	<p>1 入浴又は清拭を週2回以上行います。</p> <p>入浴日 2階 火曜日と金曜日 3階 月曜日と木曜日</p> <p>利用者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭又は入浴日の振替にて対応します。</p> <p>2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。</p> <p>3 業務上、異性の介助になることがあります。</p>
排せつ	排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	利用者の状況に合わせた個別の機能訓練を行い、身体機能・動作能力の維持・向上及び生活の質の向上に努めます。機能訓練機材として、マイクロウェーブ、ホットパック、低周波治療器、パワーリハ機器などを完備しています。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師と看護師が連携し、利用者の心身状況を把握しながら適切なケアを行います。バイタルチェック（体温・血圧・脈拍測定）及び服薬管理などの必要な管理を行います。利用者の心身状況に異常があった場合は、当施設の医師が対応し適切な処置をとるとともに、協力医療機関と連絡を取りながら速やかに対応いたします。
相談援助サービス	利用中の要望、施設の提供するサービス、接遇に関する要望等の相談援助サービスを行います。
行政手続代行	要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように、利用者が希望する場合は、申請を利用者に代わって行います。
その他自立への支援	<p>1 利用者の状態に応じて、食事、入浴、排せつなどの身体介護や生活支援を行います。利用者が自分でできそうなことはできるだけ自分で行えるように手助けして、少しでもできることが増えるように支援していきます。</p> <p>2 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。</p> <p>3 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。</p>

7. 利用料金

利用料金については、6 ページ 基本料金をご覧ください。

8. 緊急時等における対応方法等について

利用中に病状の急変が生じた場合は、速やかに施設医師へ連絡し必要な措置を講じます。

利用者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関への受診又は入院の措置を講じます。

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

協力医療機関	名称	公立小浜温泉病院
	住所	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3番地2
協力歯科医療機関	名称	小浜みやもと歯科医院
	住所	長崎県雲仙市小浜町南本町14-1 ハートピア雲仙小浜2F

9. 施設利用にあたっての留意事項

面会	面会時は、1階窓口にて面会簿にご記入ください。面会時間は平日（日曜以外）の10時から16時までとなっております。ただし、感染症の流行状況をみて随時変更させていただきます。
外出・外泊	基本的に外出・外泊はできません。

喫煙	敷地内は禁煙となっております。
飲食物の持ち込み	医師や看護職員へご相談ください。また、食事制限のある方も入所されています。他利用者との飲食物のやり取りはご遠慮ください。
衣類・私物の持ち込み	持ち物には全て氏名をご記入ください。衣類や私物の持ち込みは、必要最小限とし、居室の整理整頓をお願いします。 金銭、貴重品のお預かりはしておりません。持ち込みはご遠慮ください。
病院受診について	基本的に、受診や往診は認められておりません。病院受診が必要となった場合、利用を終了し緊急時以外にご家族対応で受診をお願いいたします。

10. 衛生管理について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に綿密な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。
 - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に添った対応を行います。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、利用者の家族等に連絡を行います。受傷の程度に応じて協力医療機関（公立小浜温泉病院）と連携を取り、速やかに対応いたします。休日や夜間等、施設医師が不在の場合は、看護師の判断で救急外来受診することもあります。
- (2) 事故後は、事故報告書を作成し、事故の原因究明、事故防止に努めます。

13. 非常災害対策について

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関へ通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

防災設備	避難階段、避難橋、非常口、防火戸、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報設備、非常電源設備、誘導灯及び誘導標識等
防災訓練	年2回以上（避難誘導（夜間想定含む）、消火及び通報訓練）

1 4. 苦情等の受付

当事業所の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。
責任をもって対応させていただきます。

<連絡先> 老健おばま 短期入所療養介護事業所

TEL 0957-74-2711 受付担当 支援相談員 秋月 僚太

FAX 0957-74-2722 苦情解決責任者 施設長 本多 兼一

なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受け付けております。

● 島原地域広域市町村圏組合 0957-61-9101

● 長崎県国民健康保険団体連合会 095-826-1599

(各市町村の介護保険担当窓口で受け付けております。)

苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 老健施設内に苦情委員会を設置し、上記担当者も含めて施設内に掲示又はマニュアルの配布等により利用者に対して周知します。
- ・ 苦情は原則文書により受け付けます。ただし、来訪、電話、FAX 等による申立も受け付けます。
- ・ 文書の受け付けとして、匿名も考慮し施設の各階に意見箱を設置します。
- ・ 受け付けた苦情・相談は、全て苦情処理委員会に報告します。
- ・ 苦情処理委員会は、受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は申立人に対し報告を受けた旨を通知します。
- ・ 苦情処理委員会は随時会議を開催し、迅速かつ適切に対応します。
- ・ 調査対応を要する場合は申立人に今後の予定、結果報告見込みを説明します。
- ・ 調査及び対応の結果については、利用者等に連絡し説明します。匿名の場合は施設内にて掲示します。

1 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

入所者及びその家族に関する秘密の保持について	1 入所者又はその家族の個人情報について、法令を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 2 従業者は、サービス提供をする上で知りえた利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。 4 従業者が従業者でなくなった後においても、この秘密は漏らしません。
個人情報の保護について	利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

1 6. 虐待防止について

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果に従業者に周知徹底します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備するとともに、担当者を設置し、定期的な研修を実施します。

1 7. 身体的拘束について

原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある等、やむを得ない場合には、利用者及び家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

- (1) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じます。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果に従業者に周知徹底します。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、担当者を設置し、定期的な研修を実施します。

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕費（Ⅰ）i加算型

区分	介護報酬告示額（1日当り）					円換算 （10割）	利用者負担① （1割）	利用者負担② （2割）	利用者負担③ （3割）
	サービス費	サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算	在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）	合計				
要支援1	579単位	22単位	24単位	51単位	676単位	6,760円/日	676円/日	1,352円/日	2,028円/日
要支援2	726単位	22単位	24単位	51単位	823単位	8,230円/日	823円/日	1,646円/日	2,469円/日
要介護1	753単位	22単位	24単位	51単位	850単位	8,500円/日	850円/日	1,700円/日	2,550円/日
要介護2	801単位	22単位	24単位	51単位	898単位	8,980円/日	898円/日	1,769円/日	2,694円/日
要介護3	864単位	22単位	24単位	51単位	961単位	9,610円/日	961円/日	1,922円/日	2,883円/日
要介護4	918単位	22単位	24単位	51単位	1,015単位	10,150円/日	1,015円/日	2,030円/日	3,045円/日
要介護5	971単位	22単位	24単位	51単位	1,068単位	10,680円/日	1,068円/日	2,136円/日	3,204円/日

（2）各種加算

加算項目	介護報酬告示額	円換算 （10割）	利用者負担④ （1割）	利用者負担⑤ （2割）	利用者負担⑥ （3割）
個別リハビリ実施加算	240単位/日	2,400円/日	240円/日	480円/日	720円/日
送迎加算（片道）	184単位/片道	1,840円/片道	184円/片道	368円/片道	552円/片道
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
夜勤職員配置加算	24単位/日	240円/日	24円/日	48円/日	72円/日
療養食加算（1食）	8単位/食	80円/食	8円/食	16円/食	24円/食
重度療養管理加算	120単位/日	1,200円/日	120円/日	240円/日	360円/日
緊急短期入所受入加算（14日上限）介護予防除く	90単位/日	900円/日	90円/日	180円/日	270円/日
総合医学管理加算 10日上限	275単位/日	2,750円/日	275円/日	550円/日	825円/日
口腔連携強化加算（1月1回限度）	50単位/回	500円/回	50円/回	100円/回	150円/回
緊急時治療管理（月3日限度）	518単位/日	5,180円/日	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日上限）※	200単位/日	2,000円/日	200円/日	400円/日	600円/日
若年性認知症利用者受入加算 ※との併用不可	120単位/日	1,200円/日	120円/日	240円/日	360円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51単位/日	510円/日	51円/日	102円/日	153円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51単位/日	510円/日	51円/日	102円/日	153円/日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	1,000円/月	100円/月	200円/月	300円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	100円/月	10円/月	20円/月	30円/月
介護職員等へ「アプ」等支援加算	所定単位×8/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×75/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×71/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位×54/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位×44/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1） R7年3月31日まで	所定単位×67/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（2） R7年3月31日まで	所定単位×65/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（3） R7年3月31日まで	所定単位×63/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（4） R7年3月31日まで	所定単位×61/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（5） R7年3月31日まで	所定単位×57/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（6） R7年3月31日まで	所定単位×53/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（7） R7年3月31日まで	所定単位×52/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（8） R7年3月31日まで	所定単位×46/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（9） R7年3月31日まで	所定単位×48/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（10） R7年3月31日まで	所定単位×44/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（11） R7年3月31日まで	所定単位×36/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（12） R7年3月31日まで	所定単位×40/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（13） R7年3月31日まで	所定単位×31/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（14） R7年3月31日まで	所定単位×23/1000	左記の単位数×地区区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割
特定短期入所療養介護費（3時間以上4時間未満）	664単位/日	6,640円/日	664円/日	1,328円/日	1,992円/日
特定短期入所療養介護費（4時間以上6時間未満）	927単位/日	9,270円/日	927円/日	1,854円/日	2,781円/日
特定短期入所療養介護費（6時間以上8時間未満）	1,296単位/日	12,960円/日	1,296円/日	2,592円/日	3,888円/日

《基本料金合計》

①+④、②+⑤又は③+⑥が、法定代理受領の場合の利用者負担額となります。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあつては、いったん介護報酬告示額にある料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

利用者負担説明書

区 分	内 容 等	
食費	・朝食 620 円、昼食 630 円、夕食 630 円、ただし負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている食費の負担限度額となります。	
滞在費	・2,000 円/日、ただし負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている滞在費の負担限度額となります。	
交通費	・通常の事業の実施地域は、雲仙市（千々石町、小浜町、南串山町地区）、及び南島原市（加津佐町、口之津町、北有馬町、南有馬町地区）です。 ただし、通常地域を越えた地域については、40 円/1 km毎となります。	
日常生活費	日用消耗品費	・180 円/日
	教養娯楽費	・120 円/日
	私物洗濯代	・ご家族または利用者本人での洗濯となります。（1階にコインランドリー設置）
	理美容代	・2,200 円（利用料と一緒に請求となります）。散髪希望時は事前に1階窓口にてご家族からの申し込みが必要です。
その他	電気代	・一品目 30 円/日（テレビ、電気毛布等）。 ・一品目 10 円/日（携帯電話、ラジカセ、電気シェーバー等）。 ※持参される際、及び持ち帰られる際には必ず職員へご報告ください。
	診断書等	・公立小浜温泉病院の診断書・証明書料金表を準用します。
	その他	・実費

※病院受診が必要となった場合は、利用終了となります。

* 料金の支払い方法

月ごとの清算とし、毎月月末で締め、翌月 10 日までに請求いたしますので、請求月内に現金または銀行振り込み（本人様名義）にてお支払いください。なお、銀行振込手数料は利用者ご負担にてお願いいたします。また、当施設は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。再発行は致しませんので大切に保管してください。

《お支払い時間等のご案内》

平日・祝日・土曜日の午前9時から午後 5 時までとなります。日曜日と時間外、1/1~2 は、お支払いができませんのでご了承ください。

個人情報の利用目的

老健おばま 短期入所療養介護事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運營業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運營業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運營業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・事業所内掲示板等への本人と限定される写真、画像等の掲載

※写真撮影、掲載を望まれない方は申し出てください。

当事業所での写真撮影、掲載についてチェックをお願いいたします。

了承する 了承しない

利用時リスク説明書

利用者： _____ 様 _____ 歳 _____ 性別 _____

当事業所では利用者が快適な入所生活が送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷・頭蓋内損傷のおそれがあります。
- 介護保険施設は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳・心臓や血管の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。

*身体状況及び服用されている薬の影響等から、身体状況の変化による疾患の急性増悪等が起こる可能性が考えられる場合があります。

このことは、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明で分からない事があれば、遠慮なくお尋ね下さい。

老健おばま 短期入所療養介護事業所 利用同意書

医療法人社団 苑田会 事業所管理者 様

当事業者は、重要事項説明書を交付し、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）内容及び重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 老健おばま 短期入所療養介護事業所

説明者氏名 _____ 印

サービス内容について、本書面を受領のうえ事業者から説明を受け、サービス内容及び重要事項について十分に理解し同意した上で自署・押印します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者は心身の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者になって、その署名を代筆しました。

代理人氏名 _____ 印